

「労災診療費算定マニュアル」新旧対照表

新	旧
<p>I 労災診療費算定基準と留意点</p> <p>労災診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）にしたがって算定しますが、次に掲げる項目については、労災保険独自の算定基準を定めていますので、<u>令和7年4月1日以降の診療ではこの取扱いにしたがって、労災診療費を算定して下さい。</u></p> <p>なお、療養の費用を支給する場合（非指定医療機関を受診した場合）の支給限度額の算定についても、下記の取扱いに準じて行います。</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 入院室料加算 （略）</p> <p>入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9-49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。（参考6（46ページ））</p> <p><u>なお、同法及び同規則の改正により、地域及び級地区分が見直され、令和7年4月1日より施行されることとなりましたが、当面の間、従前のとおり取扱います。</u></p> <p>注（略）</p> <p>10（略）</p>	<p>I 労災診療費算定基準と留意点</p> <p>労災診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）にしたがって算定しますが、次に掲げる項目については、労災保険独自の算定基準を定めていますので、<u>令和6年6月1日以降の診療ではこの取扱いにしたがって、労災診療費を算定して下さい。ただし、項目28「労災電子化加算」の算定は、令和6年4月1日以降の診療に適用します。</u></p> <p>なお、療養の費用を支給する場合（非指定医療機関を受診した場合）の支給限度額の算定についても、下記の取扱いに準じて行います。</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 入院室料加算 （略）</p> <p>入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9-49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。（参考6（46ページ））</p> <p>注（略）</p> <p>10（略）</p>

11 入院時食事療養費

入院時食事療養費については、平成 18 年 3 月 6 日付け厚生労働省告示第 99 号（最終改正：令和 7 年 2 月 20 日）（以下「99 号告示」という。）の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第 1 食事療養」に定める金額の 1.2 倍により算定する（10 円未満の端数は四捨五入）こととしていますが、具体的には次の金額となります。

(1) 入院時食事療養（Ⅰ）1 食につき

① ②以外の食事療養を行う場合 830円
(略)

② 流動食のみを提供する場合 750円
(略)

③～④ (略)

(2) 入院時食事療養（Ⅱ）1 食につき

① ②以外の食事療養を行う場合 670円
(略)

② 流動食のみを提供する場合 610円
(略)

注 (略)

12～32 (略)

参考 1～15 (略)

11 入院時食事療養費

入院時食事療養費については、平成 18 年 3 月 6 日付け厚生労働省告示第 99 号（最終改正：令和 6 年 3 月 5 日）（以下「99 号告示」という。）の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第 1 食事療養」に定める金額の 1.2 倍により算定する（10 円未満の端数は四捨五入）こととしていますが、具体的には次の金額となります。

(1) 入院時食事療養（Ⅰ）1 食につき

① ②以外の食事療養を行う場合 800円
(略)

② 流動食のみを提供する場合 730円
(略)

③～④ (略)

(2) 入院時食事療養（Ⅱ）1 食につき

① ②以外の食事療養を行う場合 640円
(略)

② 流動食のみを提供する場合 590円
(略)

注 (略)

12～32 (略)

参考 1～15 (略)